## 9

## 第 11回 東日本大震災被災者のための無料相談会(原発賠償を中心として)

避難の対象区域内からの避難者の方だけでなく、

対象区域外からの避難者(自主避難者)の方も

## ■東京電力へ請求書を出す以外にも損害賠償請求の方法があります!

福岡県弁護士会では、被災者・避難者のための相談会を開催いたします。 損害賠償請求の手続を知りたいという方や、請求をするかどうか決めていないという 方も、お気軽にお越しください

※ 原発賠償に限らず、借金、住宅ローン、雇用、相続、生活などの問題も受け付けます。 誰に相談してよいか分からない問題についても、まずはご相談ください。

開催日時 平成 26年 4月20日(日曜日)

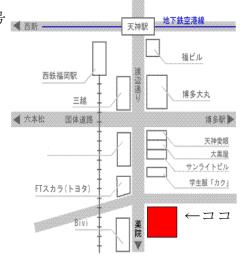
13時~16時(受付は15時まで)

(会場にいらっしゃった方から順次、弁護士が個別相談に応じます)

開催場所 福岡県弁護士会天神弁護士センター

福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号 南天神ビル2階

- ・参加費は無料です。
- ・ご予約は原則不要ですが、資料の準備等の関係で 事前にご連絡頂くとスムーズにいきます。
- ・お問い合わせは天神弁護士センター (TEL092-741-3208)まで。
- ・時間内であれば、弁護士が待機して、ご相談に応じます。 お気軽にお越し下さい♪





■福岡県弁護士会は被災者の皆さんを全力で支援しています。

震災・原発被害に関する無料法律相談(=県内19ヶ所の法律相談センター)・無料出張相談(=県内全域に出張します)など、随時実施中です!相談会の日に会場に来られない方も、個別で相談を受け付けます。 詳しくは→Web 福岡県弁護士会 (検索)、または天神弁護士センター(TELO92—741-3208)までお問い合わせください。